

2022 年 2 月 9 日

株主各位

横浜市中区弁天通六丁目 85 番地
株式会社宇徳
代表取締役社長 田邊 昌宏

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。）から、2022 年 1 月 31 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、商船三井及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを商船三井に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、2022 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社商船三井
住所：東京都港区虎ノ門二丁目 1 番 1 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
商船三井は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 725 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2022 年 3 月 2 日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について商船三井が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を交付するものとします。

以上